

改正案	現行
<p>第一条 無尽業ヲ営メントスル株式会社ハ免許申請書ニ総取締役署名シ定款ノ外左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ金融庁長官ヲ經由シ内閣総理大臣ニ提出スベシ</p> <p>(削る)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>(略)</p> <p>無尽業法第三条第三項ニ規定スル内閣府令ニ定ムル電磁的記録八工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）ニ基ク日本工業規格（以下本条ニ於テ日本工業規格ト称ス）X六二二三ニ適合スル九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジニ該当スル構造ノ磁気ディスク</p> <p>前項ノ電磁的記録ヘノ記録ハ左ノ方式ニ従フベシ</p> <p>一 トトラックフォーマットニ付テハ日本工業規格X六二二五ニ規定</p>	<p>第一条 無尽業ヲ営メントスル株式会社ハ免許申請書ニ総取締役署名シ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ金融庁長官ヲ經由シ内閣総理大臣ニ提出スベシ</p> <p>一 定款</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>八 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

スル方式

二 ボリコーム及ファイル構成ニ付テハ日本工業規格X〇六〇五ニ規定スル方式

第三項ノ電磁的記録ニハ日本工業規格X六二三三ニ規定スルラベル領域ニ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ貼付スベシ

一 申請者ノ名称

二 申請年月日

第二十一条 無尽会社ガ合併ノ決議ヲ為シタルトキハ商法第四百十二条第一項ノ規定ニ依ル手續ヲ了シタル後無尽会社ノ総取締役ノ署名シタル認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ金融庁長官ニ提出スベシ

一 株主総会ノ議事録

二 了五 (略)

(新設)

第二十一条 無尽会社ガ合併ノ決議ヲ為シタルトキハ商法第四百十二条第一項ノ規定ニ依ル手續ヲ了シタル後無尽会社ノ総取締役ノ署名シタル認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ金融庁長官ニ提出スベシ

一 株主総会ノ議事録及社員総会ノ議事録又ハ社員ノ同意アリタルコトヲ知ルニ足ル書面

二 了五 (略)